無線機はルールを守って、正しく使いましょう。

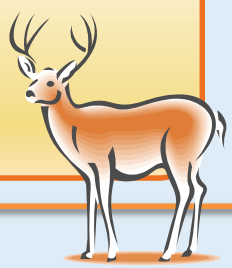

デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

- 個人的な通信や企業等における業務通信に使用可能です。
  （狩猟、レジャー、有害鳥獣捕獲やイベント等の事業など様々な通信が可能です。）
- 無線従事者免許の取得が不要です。
- 簡単な登録手続きで使用が可能です。
- 通信相手に制限がありません。
- 無線機の登録人以外の使用（レンタル）が可能です。（要届出）
- 識別信号は無線機が自動で送出します。
  （アマチュア無線のようにコールサインを音声で送出する必要はありません。）

※その他、山間部でも比較的つながり易い150MHz帯アナログ簡易無線（免許局）を使用できます。

簡易無線の使用にあたっての手続きについては、
近畿総合通信局 無線通信部陸上第三課（電話06-6942-8562）に
お問い合わせください。

社会貢献活動でアマチュア無線が使用できるようになりました。

- ボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。
  （令和3年3月10日、電波法関係省令等の改正）
- これにより、鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にも、アマチュア無線が使用できるようになりました。
  ただし次の事項に注意願います。

- 社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線は使用できません。
- 無線従事者免許と、アマチュア無線局免許が必要です。
- 通信のはじめや１０分程度に１回は、コールサインの送出が必要です。
- 使用区別（バンドプラン）を守ることが必要です。
- 電話用チャンネルを使用して下さい。なお、チャンネルは占有できません。

お問い合わせ先：
総務省 近畿総合通信局 電波監理部監視課
TEL：06-6942-8523
https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/

詳しくは、電波利用ポータルへ！

2025.04

狩猟用発信器（ドッグマーカー等）は、技術基準に適合している「技適マーク㊟」の表示がある機器をご使用ください！

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

技適マークあり　技適マークなし

列車無線などを妨害

⚠ 不法電波は罰せられます。

【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法110条）

【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金に処せられることがあります。（電波法108条の2）

2025.04